長野県移動性・安全性向上検討委員会規約

（設置）

第１条　本委員会は「長野県移動性・安全性向上検討委員会」（以下、「委員会」と称する。

（目的）

第２条　委員会は、公正・中立な立場から、協働をモットーとして実施する移動性・安全性向上方策をはじめとする各種道路施策に対して、道路利用者や国民の意識からずれがないか、「経営としての適切さ」を様々な立場で議論する場と位置づけ、長野県内の道路行政運営に反映する。

（所掌事項）

第３条　委員会は、前条の目的を達成するために、以下の事項について実施するものとする。

（１）移動性・安全性向上に関すること

（２）その他の各種道路施策に関すること

（３）パブリックコメントなどを活用した県民意見の把握に関すること

（４）長野県内の道路行政マネジメントに関すること

（５）その他必要な事項

（構成）

第４条　委員会は、有識者、行政委員をもって構成し、委員の構成は別紙のとおりとする。

２　委員の追加・変更は、委員会の承認を要するものとする。

（第三者性）

第５条　委員は、委員会の目的に照らし、公正・中立な立場から特定の行政機関及び特定の利害関係者等の利害を代表してはならない。

（委員の任期）

第６条　委員の任期は、活動の始動期とする。尚、任期はプロジェクトの進行状況により延期できるものとする。

（委員長）

第７条　　委員会には、委員長を置くものとする。

２　委員長が職務を遂行出来ない場合は、予め委員長が指名する委員がその職務を代理する。

３　委員長は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求めることができる。

（委員会の運営）

第８条　　委員会は、委員長の発議に基いて開催する。

２　委員会は、委員会の運営にあたり必要な資料等を事務局に求めることができる。

（守秘義務）

第９条　　委員は、個人情報など公開することが望ましくない情報を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

（事務局）

第１０条　事務局は、国土交通省関東地方整備局長野国道事務所計画課並びに交通対策課、同中部地方整備局飯田国道事務所計画課並びに管理第二課、長野県建設部道路建設課に置く。

（その他）

第１１条　この規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度審議して定めるものとする。また、本規約の改正等は、本委員会の審議を経て行うことができるものとする。

付則

この規約は、平成 17 年 12 月 27 日から施行する。

一部改正

平成 18 年 9 月 22 日一部改正

平成 20 年 1 月 31 日一部改正

平成 21 年 12 月 17 日一部改正

平成 22 年 12 月 13 日一部改正

平成 24 年 7 月 27 日一部改正

平成 25 年 6 月 19 日一部改正

平成 26 年 8 月 29 日一部改正

平成 27 年 11 月 18 日一部改正

平成 28 年 8 月 4 日一部改正

平成 29 年 8 月 10 日一部改正

平成 30 年 7 月 24 日一部改正

令和元年 7 月 30 日一部改正

令和 2 年 9 月 3 日一部改正

令和 3 年 8 月 26 日一部改正

令和 4 年 8 月 30 日一部改正

令和 5 年 3 月 13 日一部改正

令和 5 年 9 月 4 日一部改正

令和 6 年 3 月 13 日一部改正

令和 6 年 9 月 13 日一部改正

令和 7 年 8 月 20 日一部改正

令和 8 年 8 月 31 日一部改正